

東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会 検討課題・進め方(案)

1. 施設の立地のあり方

(津波に対して)

- ・安全上は高台等のリスクの小さい場所への立地が望ましいが、入居官署の業務によって、津波により浸水のおそれのある区域への立地が必要な場合の配慮事項

(その他の立地条件に対して)

- ・地盤、活断層、土砂災害、液状化などに対する危険性への配慮事項

2. 施設整備のあり方

(最大級の地震動に対して)

- ・特に免震建物や高層建物への外力の再検討とその対応策
- ・施設の立地別の耐震性能を確保するための方策

(長時間にわたる地震動に対して)

- ・長時間にわたる長周期地震動に対して、高層建物を中心に配慮すべき対策
(建物変位の抑制、エレベーターの防災機能強化等)
- ・その他、敷地内の避難路や屋外管路下の液状化対策

(津波に対して)

- ・津波により浸水する恐れのある区域に立地せざるを得ない場合の諸室の配置上の工夫や構造体、非構造部材、建築設備の性能確保など、施設整備における配慮事項
- ・津波避難ビルとしての機能確保や避難路(施設内外)を確保するための方策

(ライフラインの途絶に対して)

- ・備蓄の確保に向けた方策
- ・分散型エネルギーシステムの検討とその対策

3. 施設の使用・保全のあり方

(施設の使用・保全に対して)

- ・災害発生時に所用の機能を発揮するために、災害対策活動拠点室や避難路等について、平常時に行うべき適切な保全事項
- ・災害発生時に所用の機能を発揮するために必要な緊急点検、適正使用、二次災害の防止等の施設を使用する上での留意事項

4. 検討の進め方

○各種検討会の情報共有と基本的取り組み事項の取りまとめ

- ・国土交通省において設置している各種検討会の情報を共有
- ・東海地方の官公庁施設において、今後、実施すべき地震・津波対策の基本的取り組み事項の取りまとめ

○スケジュール

- ・第1回 各機関の情報を共有、官公庁施設の機能確保のための課題抽出
- ・第2回 被害想定の見直しを受けての実施すべき施策の検討
- ・第3回 営繕技術基準の改正を受けた基本的取り組み事項(案)の提示
- ・第4回 各機関の防災計画見直しを受けた対応及び取り組み事項(案)のフォローアップ(必要に応じて開催)

東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会 スケジュール（案）

